

高校生等奨学給付金のご案内

1. 高校生等奨学給付金とは

- 授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、**返還不要**の給付金制度です。
- 給付金は年1回給付されます。毎年、**申請手続**が必要です。
- 授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは**別に申請手続が必要**です。ご注意ください。

2. 申請資格のある方

令和4年7月1日(基準日)現在(※)、兵庫県内に在住している保護者等で次の支給要件を満たす方

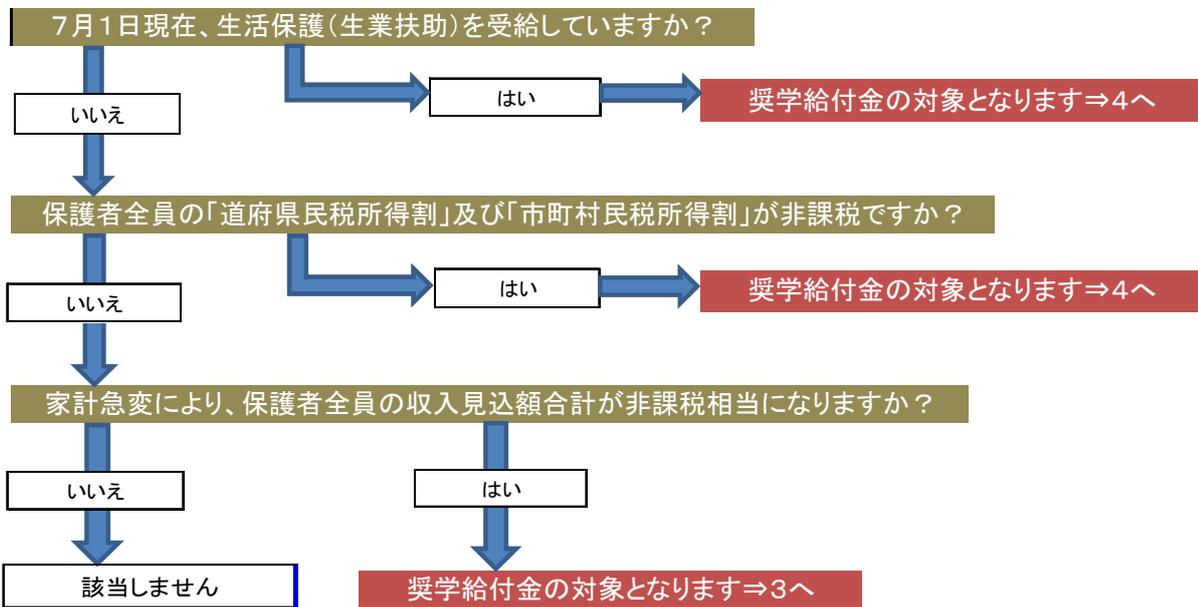
<支給要件>

- 下記のいずれかの場合
 - ・ 生活保護(生業扶助)受給世帯
 - ・ 令和4年度保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯
 - ・ 家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割額が非課税に相当すると認められる世帯
⇒詳しい収入基準は3をご覧ください。
- 児童福祉法による見学旅行費または特別育成費が措置されていないこと

※ 7月2日以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、基準日となります。

注 保護者等が令和4年1月1日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

フローチャートで確認してみましょう!



3. 家計急変による場合の収入基準

※生活保護(生業扶助)受給世帯・非課税世帯による申請の方は4へお進みください。

(提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を推計します)

2人世帯	2,044,000円未満 寡婦(夫)の場合	5人世帯	3,214,286円未満
3人世帯	2,214,286円未満	6人世帯	3,700,000円未満
4人世帯	2,714,286円未満	7人世帯	4,137,500円未満

注1 控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

注2 退職金、雇用保険の基本手当(求職者給付)は、収入見込額に含めません。

注3 この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

注4 家計急変に該当しない離職(定年退職)や、明らかな家計急変事由や収入減少が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

4. 給付額(1人あたりの年額・年1回のみ)

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	—
非課税(相当)世帯(第1子)	114,100円	50,500円	50,500円
非課税(相当)世帯(第2子)	143,700円		

※7月2日以降に家計が急変し申請した場合、及び学校が定める日以降に書類提出した場合

申請した月の翌月(申請日が月の初日の場合は申請した月)以降の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合(全日制・第1子)

$114,100円 \times 6月(10 \sim 3月) / 12月 = 57,050円$

5. 申請・問合せ先

上記1~4をご確認の上、申請を希望される方は書類をお渡しいたしますので、下記の期限までに事務室窓口までご連絡ください。(生徒・保護者どちらでも可)

申出期限 令和4年7月1日(金)

※申請書類提出期限もありますので、お早めにご連絡ください。

※家計急変による申請は期限後も随時受け付けております。希望される方はご連絡ください。

問合せ先 太子高校 事務室(☎079-277-0123)